

10. 個人情報保護管理者（ガイドライン第13条）

[ガイドライン]

第13条 電気通信事業者は、個人情報保護管理者（当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるものとする。

（第13条の解説）

個人情報保護措置の実施に関する責任の所在を明確にし、第11条の安全管理措置の実施その他の個人情報の適正な取扱いについて電気通信事業者の内部における責任体制を確保するため、電気通信事業者は、当該電気通信事業者の個人情報の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する者（個人情報保護管理者）を置いて、個人情報保護管理者において責任をもって必要な個人情報保護の取扱いの監督等を行わせるものとした。

（注）

電気通信個人情報保護推進センターでは、対象事業者の次の申込項目の内容に変更があった場合、その変更の届を行うことを対象事業者に求めている。

これら項目は、電気通信個人情報保護推進センターと対象事業者が協力して個人情報保護の推進にあたるための基本的な情報共有であり、対象事業者は、変更の届を遅滞なく電気通信個人情報保護推進センターに行う必要がある。

- ・会社名
- ・代表者氏名
- ・本社住所
- ・所属事業団体
- ・事業内容
- ・サービス名称
- ・公表窓口
- ・保護管理者
- ・連絡窓口